

三重県誕生150周年記念事業パートナー登録制度要綱

(目的)

第1条 令和8年に三重県誕生150周年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに、新たな未来の創造につなげていくため、三重県誕生150周年を様々な機会にPRする企業、団体を「三重県誕生150周年記念事業パートナー（以下「パートナー」という。）」として登録し、連携を図ることにより、三重県誕生150周年の機運を醸成することを目的とする。

(協力内容)

第2条 パートナーは、三重県誕生150周年に際し、次の各号で協力することができる活動を実施するものとする。

- (1) 三重県誕生150周年に関する広報の協力
- (2) 三重県誕生150周年に関する事業・イベント等の主体的な実施
- (3) 三重県が実施する三重県誕生150周年記念事業への協力
- (4) その他、三重県誕生150周年のPRに資する活動

(費用負担)

第3条 前条の活動にかかる一切の経費についてはパートナーの負担とする。また、提供する自らの資機材等の破損等についても同様とする。

(登録手続等)

第4条 本制度の目的に賛同し、登録しようとするパートナーは、登録（変更）申請書（様式第1号）により知事に対してパートナー登録申請を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、パートナーとして登録し、その旨通知するものとする。

3 パートナーに登録しようとする企業、団体が次の各号に該当するときは、知事は、登録の申請を受理しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条に規定する暴力団である場合
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、登録の申請を受理することが適当でないと知事が認める企業、団体

(登録の変更)

- 第5条 パートナーは、知事に提出した登録申請書の内容に変更があった場合、登録（変更）申請書（様式第1号）により、速やかに知事に対してパートナーの登録変更申請を行うものとする。
- 2 知事は、前項に規定する申請があったときは、パートナーの変更登録を行い、その旨通知するものとする。

(登録の取下げ)

- 第6条 パートナーは、登録の取下げをしようとするときは、辞退届（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(登録の抹消)

- 第7条 知事は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。
- (1) 廃業又は休止したとき
 - (2) 企業、団体を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき
 - (3) 第4条第3項に規定する要件に該当することが判明したとき
 - (4) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明したとき
 - (5) 法令に違反する重大な事案が発生したとき
 - (6) 登録内容について実態がないことが判明したとき
 - (7) その他、協力企業・団体として登録しておくことが適当でないと知事が認めたとき
- 2 知事は、前項の抹消を行い、または前条に規定する届出があったときは、パートナーの登録を抹消し、当該抹消を受けた企業等へその旨通知するものとする。

(パートナーの公表)

- 第8条 知事は、登録したパートナーについて、三重県誕生150周年記念Webサイト等で公表する。

(登録期間)

- 第9条 パートナーの登録期間は、第4条第2項により登録された日から令和8年12月31日までとする。

(秘密の保持)

第10条 パートナーは、登録期間において協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、第6条による取下げ及び第7条第1項による登録の抹消、並びに第9条の登録期間を経過した後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

この要綱は、令和7年12月10日から施行する。